

「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」の骨子（案）

はじめに

- 我が国では、障害者の権利に関する条約の批准や、批准に向けての国内法の整備により、特別支援教育を取り巻く環境は大きく変化し、これまでの特別支援学校を中心とした「特別な場」による指導から、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育システムへと移行していかうとしている。
- その一方で、全国的知的障害特別支援学校や小中学校の特別支援学級等の在籍者数は、ここ10年余りの間で大きく増加しており、本県においてもその例外でない。
- こうした状況を踏まえ県教育委員会では、第2期滋賀県教育振興基本計画においてインクルーシブ教育システムの構築を主要な施策として位置付けるとともに、これまでの本県特別支援教育のあり方を抜本的に見直し、今後本県がめざす特別支援教育を明らかにするため、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」として取りまとめることとした。

第1 本県特別支援教育の現状と課題および今後の方向性

- 児童生徒数の増加 → 指導の充実と教育環境の整備が課題
- 就学指導の状況 → 市町間のばらつきを踏まえた適切な就学指導の検討
- 特別支援学校卒業生の就職率 → 職業的自立をめざした就職率の向上
- 今後の方向性→インクルーシブ教育システムの構築ときめ細かな就学・進路指導をととした社会的・職業的自立の実現

第2 本県のめざす特別支援教育 ～基本ビジョン～

本県がめざす特別支援教育の「基本理念」を次のとおりとした

障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学び合うことにより地域でともに生きていくための力を育てる

この基本理念に基づき、その達成のための柱（観点）を次の7点にまとめた。

まず、「ともに学ぶ」を中心の柱としておき、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶことをめざす。

その上で、この「ともに学ぶ」を支える周りの柱として、地域で学ぶことや学びの場が柔軟に選択できるよう「適切な就学相談」を推進する。

さらに、子どもたちがそのニーズに応じた十分な教育を受け最大限度までその能力を伸長できるよう、学校等における「教員の資質向上」と、各学校園等の「発達段階に応じた指導」を進める。またこうした各学校園等の取組を支援するため、県や市町において「教育環境の整備・充実」を図り、それぞれが「役割を分担」しながら連携して取り組む。

これら取組を通して、障害のある児童生徒の自立に向けた意欲を高め「社会的・職業的自立」による『自立と社会参加』を進める。

【7つの柱】

①ともに学ぶ（基本の柱）

- インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶことを推進

②適切な就学相談

- 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択（見直し）できるよう、適切な就学相談を推進

③教員の資質向上

- 障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導のための教員の資質能力の向上
- すべての学校園等における教員研修の充実と人事交流の促進

④発達段階に応じた指導

- 障害のある子どもの能力の伸長と豊かな成長促進のための、各学校園等における発達段階に応じた指導の充実

⑤教育環境の整備・充実

- 合理的配慮の検討と基礎的環境整備など、教育環境の整備・充実の促進
- 新たな学級の仕組みづくりや小中学校等への特別支援学校分教室設置についてその設置形態も含めた研究、また中長期的な展望に立った新たな学校づくりの検討など

⑥教育における役割分担

- インクルーシブ教育システムの構築に向けた県と市町との連携協力

⑦社会的・職業的自立

- 障害のある子どもが、日常生活や社会生活の技能や習慣を身に付け、社会参加のための知識、技能および態度を養うことができるよう指導を充実し、そのための環境を整備

H27.3.6
常任委員会資料
学校支援課

第3 各学校園等における特別支援教育

①幼稚園・保育所等

- 一人ひとりの障害特性に合ったあそびや運動などをとおして、成長の土台となる力（体力、身体を使う力、考える力、物事を調整する力、思いを伝え受け取る力等）を育てる
- 小学校への就学相談にあたっては、適切な情報提供のもと、子どもの障害の状況や保護者のニーズを丁寧に把握して進めるとともに、個別の教育支援計画などにより円滑な接続となるよう配慮する

②小学校

- 障害のある児童と障害のない児童がともに学ぶ体制づくりを進めるとともに、きめ細かな就学指導や進路指導を行う
- 通常の学級と特別支援学級や通級指導教室、および特別支援学校との連携を強化し、個々の児童の障害特性等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行い、「生きる力」を育む

③中学校

- 障害のある生徒と障害のない生徒がともに学ぶ体制づくりを進めるとともに、きめ細かな就学指導や進路指導を進めるため、障害のある生徒と保護者に適切な情報を提供し、「目的」をもった進路選択となるよう指導・支援する
- 通常の学級と特別支援学級や通級指導教室、および特別支援学校との連携を強化し、個々の生徒の障害特性等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行い、「生きる力」を育む

④高等学校

- 特別支援学校等の助言・援助を活用し、個々の生徒の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行う
- 発達障害等の生徒に対し、学習指導要領に基づいた教育課程の弾力的運用等を工夫し、個々の生徒の障害特性に合った指導の充実を図る
- 発達障害生徒等の進路指導に当たっては、進学にあつては大学入試センターや進学希望先大学などと、また就職にあつては医療、福祉、労働などの関係機関等との十分な連携のもと、適切な本人・保護者への情報提供と支援に努める

⑤特別支援学校

- 幼児児童生徒一人ひとりの障害の状況に応じた自立と社会参加に向けて「生きる力」を育むとともに、生活技能を高め、将来の生活を豊かにしていくためのきめ細かな教育を充実する
- 高等養護学校や特別支援学校高等部の教育課程を見直し、職業学科や職業コース、また生活技能コースなどを設置して、生徒の社会的自立や職業的自立に向けた指導の充実を図る
- 専門性を担保するため、すべての教員の特別支援学校教員免許状の所持をめざす

第4 関係機関との連携について

①保健・医療、福祉との連携

- 保健・医療、福祉と連携し、教育的ニーズを反映した個別の教育支援計画を作成し、本人・保護者への適切な相談・支援を行う

②労働部局や経済団体との連携

- 労働部局や経済団体と連携し、職場の開拓や企業ニーズの把握に努め、障害のある生徒の就労支援体制を構築する

第5 実施計画の策定に向けて ～今後のスケジュール～

- 「基本ビジョン（案）」に対する各市町教育委員会等への意見照会を経て「基本ビジョン」として策定
- 「実施計画」の策定は、平成27年度中を目途（5年程度の短中期計画・10年程度の中長期計画）